

大阪府からの情報開示請求にもとづく厚労省回答

2010年12月13日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活改善係 様

大阪府では、府内の市町や各種団体から、隣保館の対象とする地域の考え方や、隣保事業の内容等について、問い合わせを受けております。

つきましては、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金の適正な執行を図り、府内隣保館の円滑な事業運営を行うため、下記の疑問点についてご教示ください。

1. 隣保館が対象とする利用者(住民)の範囲について教えてください。

(1) 隣保館設置運営要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」とは、旧法(地対財特法)で定められていた『歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』及びその周辺のことを探しているのでしょうか。①②それぞれ具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答)

運営要綱における「①地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じた地域の住民を示しています。

また、「②周辺地域住民」は、①で示す地域に隣接する地域の住民を示しています。

(2) また、社会福祉法で記載されている「③近隣地域における住民」とは、どのような範囲ですか。要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」との関係から見て、具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答)

社会福祉法第2条の隣保事業は、「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。」とあります。

社会福祉法では、隣保館等施設の近隣地域の住民を示しています。

2. 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」について教えてください。

◇ 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」とは、「①隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること」と、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされております。

(1) 法で定める「①隣保館等の施設を設け、・・・これを利用させること」という表現からは、条文をそのまま解釈すれば、事業の内容や使用方法に関わらず、貸館業務そのものが、隣保事業であるとの印象を受けますが、趣味のサークル活動や会議室の借上げ等のような、一般的な利用に関する貸館業務は、隣保事業の範疇ではないと考えてよろしいでしょうか。

(答)

「一般的な利用に関する貸館業務」の趣旨を確認させていただく必要がありますが、地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクリエーション活動は、隣保事業に含まれるものと考えます。

(2) また、同じ貸館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸館は、隣保事業の一環と考えますが、いかがでしょうか。

(答)

隣保事業に含まれるものと考えます。

(3) 法では、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされていますが、事業の実施主体が限定されているわけではありません。

隣保館が実施する（市町が主催する）事業だけが、隣保事業ではなく、「近隣地域における住民の生活の改善等」のため、地域住民や関係団体が実施する人権啓発や地域交流の活動も、広い意味で、隣保事業であると思われますが、ご見解を、ご教示下さい。

(答)

社会福祉法上の隣保事業の主体は市町に限定されませんが、地域住民の生活向上を図ることを目的とする各種事業を有機的に連携させ総合的に行う必要があることから相当規模の施設を有する必要があり、隣保館等の施設を設けて各種事業を行うものとしているところです。

1. (1)について

隣保館が対象とする地域の範囲について（補足説明）

- ・隣保館の運営については、平成14年8月29日の厚生労働省社会・援護局長通知『隣保館の設置及び運営について』の趣旨を踏まえて、各自治体において実施されるものである。

1. (2)について

社会福祉法で記載されている近隣地域における住民の範囲について（補足説明）

- ・法では、隣保館等施設の近隣地域の住民を示すものであるが、近隣地域の範囲は各自治体において思慮されるものである。